

決裁区分	部長	課長	課長補佐	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	櫻井	石原	起案	26・4・17
						決裁	26・4・18
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 26 年度 第 1 回 「ヒト・モノ・カネ」調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 26 年 4 月 17 日（木）午前 10 時 0 分～午前 11 時 0 分	
開催場所	西庁舎 3 階会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	財政課課長補佐 (財政担当)
	企画課主査 (企画政策担当)	行政経営課課長補佐 (行政経営担当)
	人事課課長補佐 (人材育成担当)	財産管理課課長補佐 (財産管理担当)
	教育総務課課長補佐 (庶務担当)	生涯学習課課長補佐 (生涯学習担当)
	スポーツ振興課課長補佐 (スポーツ振興担当)	
	事務局   公共施設再配置推進課主査	公共施設再配置推進課主任主事
議 題	1 公共施設の利用者負担の適正化に関する方針 (素案) について	
	2 その他	
配付資料	資料 1 秦野市公共施設の利用者負担の見直しに関する方針案の概要	
	資料 2 秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針 (素案)	
<b>会 議 結 果</b>		
① 昨年度から検討している「利用者負担の見直し」について、この方針の策定を待つ施設のあり方を検討する施設もある。本年度早期の方針の策定を目指し、作業を加速させていく。昨年度のWG等での検討に基づき、作成した方針案は別紙のとおり。		
② 方針策定スケジュールとしては、今後、庁内や行政改革評価委員会への意見照会を経て、本年8月頃にパブリックコメントを行い、9月頃の策定を目指す。		
③ 減免の可否を審査する「第三者機関」について、現在検討している「全庁的な附属機関の見直し」と时期的な整合性が図れるか。 ⇒ 実際にこの規定を設ける場合、各施設の条例を改正し、年間の利用実績を踏まえた後になるので、附属機関を設置する時期は、早くて平成28年度である。その時点で改めて設置のための作業をすることになる。運用開始時には、事務量の増大が見込まれる。減免制度の見直しについては、本案の代替案があれば是非お示しいただきたい。		
④ 負担感の緩和のための「2年間据え置き」について、改定が2年毎ということか。 ⇒ 平成27年度、平成28年度が同使用料で、平成29年度に再改定するということ。		
⑤ 営利目的の利用に対する加算措置についてはどのようなか。 ⇒ 基準2 (算定根拠の統一) の中に記載しているが、加算率を上げることで利用されなくなる (近隣市町の施設に流れる) という懸念を示す施設もあることから、「一般財源負担が生じない水準を目指す」という表現に留めている。		
⑥ 利用者負担割合の「フルコストの3分の1以上」の根拠の丁寧な説明が必要ではないか。今後も幼稚園の保育料の設定基準が3分の1であるとは限らない。 ⇒ 「幼稚園の保育料がこれまで3分の1を基準としていた」という以外に明確な根拠がない。近年使用料の改定に取り組んだ自治体では、施設の種別によって割合をそれぞれ設定しているところもある。結局のところ、最終的に利用者が受容できる負担額の想定があつての負担率の設定のようにも思える。丁寧な説明ができるよう心掛けるが、逆に、明確な根拠をもつ負担割合を設定できるのであれば、お教えいただきたい。		
⑦ 基準の細則にあたる内容はどこで規定するのか。 ⇒ 各施設の条例又は規則で規定できる内容は、その改正において規定し、全庁的な細則の検討が必要であれば、WGによる検討を経て規定することを想定している。		
備考		